令和４年度社会福祉法人たかはら学園事業計画

１．理念

「じしゅ、じりつ、じはつ」をあらゆる活動の基礎として、法人・職員が心をひとつにし、保護者・利用者、地域住民、関係自治体等と連携をし、「利用者が地域の中でごく当たり前の生活ができること」の実現を目指します。

２．運営方針

平成１２年の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉制度全体が「社会的弱者の援護救済から国民すべての社会的自立支援を目指す」方向に大きく転換しました。障害者の分野では平成２４年の障害者総合支援法を契機として大変革を遂げ、社会福祉法人の基本的視点として、①公益性・非営利性の徹底②国民に対する説明責任③地域社会への貢献が示されました。措置から契約へ、施設から地域社会へ、保護から自立へと流れは大きく変わりました。そのような中で、当法人は制度改革の主旨をふまえ、利用者一人一人の安全安心を幸せの根源とし、全ての事業においてこれまで以上に着実な運営を実現してきました。その根源実現のために、全職員が不断の努力・チーム支援・科学的視点を常に念頭に置き、そこから利用者の笑顔・職員の笑顔を引き出す工夫をしたいと思います。

さて、昨年度はコロナに明け、コロナに終る年となり、多くの行事が延期・中止となりましたが、ようやくトンネルの先が見え始めました。秋には延期となった５０周年の式典を予定しています。これまでの５０年間は重い障害をかかえた家族・入所利用者のための支援が中心でしたが、これから先の５０年間は、全ての障害者が地域の中で「ごくあたり前の生活の実現」への支援を目指したいと考えます。その一環として、片岡地区に地域生活支援拠点等施設の整備を国・県及び JKA の助成により計画しています。また、法人全体の BCP 計画の策定も不可欠となります。

一方、新体系移行後１０年目の節目の年を迎えます。解決すべきたくさんのハードルがまだまだありますが、これらの事項をひとつひとつ着実に解決し、利用者の側に立った「質の高い数値化された仕事」を実現し、併せてひとつひとつの事項についてサービスの質の向上をめざします。具体的には、今年度から３部門制となった、本部事業部・指導支援部・地域事業部が組織としてしっかりと役割分担を行い、その上で日中活動の場と暮らしの場がきちんと連携し合い、確実なサービス提供を行います。さらには、法人・施設・保護者が一体となって、利用者・保護者・職員・地域の皆様の満足が得られる質の高いサービスを目指します。そして笑顔に満ちあふれた仕事を行います。

そのため、１．サービスの質の向上、２．チーム支援、３．ＰＤＣＡサイクルからＤＣＡＰサイクルをキーワードとして次の１０の方針に基づく施設・事業の運営を行います。

また、令和３年は、３年に１度の報酬改定の年でもありますので、法人全体の利用者と地域でのサービス利用の状況についてきちんと実態把握と検証を行い、地域に必要とされるサービス内容を、将来の中長期計画に反映できる体制を構築します。

１０の方針

（１）ＰＤＣＡサイクルの実現の第一歩として「ＤＣＡＰサイクルに基づく支援－まずは行動から－」をあらゆる場面において実現します。

（２）リスク管理を徹底し、安全･安心な環境のもと利用者中心の施設運営に力を注ぎます。

（３）「報・連・相」を徹底し、チーム支援を実現します。
（４） 利用者の障害の重度化・重複化あるいは高齢化への対応策の計画と実践を行います。
（５）利用者の社会参加を進め、生活体験の場の拡大に努めます。
（６）地域福祉サービス（短期入所・日中一時支援・放課後等デイサービス・相談支援事業・移動支援事業・多機能型事業）の充実に努めます。
（７）全面改築後のたかはら学園・たかはら育成園と改修後のデイセンターたかはらを有効活用し、併せて延期となった５０周年関連事業と式典による情報発信を行います。
（８）幼児期から高齢期までのライフサイクルに応じたサービスを提供します。
（９）（１）～（８）を具現化するための数値目標を設定し、見えにくいものをわかりやすく「見える化」する活動を強化し、併せてサービスの質の向上に努めます。
（１０）次の５０年に向けて、サービスの質を見直し、地域に必要とされる各種の活動を積極的に行います。併せて中長期計画におけるサービスの質と提供体制を検討します。

以上を達成するため、次の３指針にもとづき、着実な運営を行います。

３．３指針の概要

（１）挑戦と笑顔（Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ ａｎｄ Ｓｍｉｌｅ）
（２）あせらず、たゆまず、あきらめず
（３）温故知新とプラスワン

４．重点目標

令和４年度の重点目標は、以下の１０項目です。職員一人一人がこの目標を基本として、自身の明確な年間目標を設定し、日々の具体的な活動として実践することが求められます。一人一人の着実な積み上げにより、園・事業所全体として、より高い目標を目指します。

（１）福祉 QC の手法を用いて、自主的、積極的、具体的な利用者支援の取り組みをし、サービスの質の向上・改善とリスクの軽減を実現する。（科学的視点に基づく取り組みを実践する）
（２）利用者主体の指導・支援を主眼とし、総合的に生活の質を高めるための具体策を実践する。（不断の努力の継続）
（３）利用者一人一人の指導・支援を充実するため、職員一人一人の職務を明確にしたうえでチーム支援の体制を強化する。（チーム支援力の向上）
（４）提供するサービス内容の統一性、確実性、透明性の確保のため、実践的なマニュアルの作成改訂を継続して行う。特に間接業務の業務改善や生産性の向上について引き続き業務スリム化委員会を中心に行う。
（５）地域との連携を一層強化し、新しい時代に即した施設運営を実践する。そのためボランティア養成研修講座を新規に開設する。
（６）職員の専門性を高めるため、具体的、体系的、個別的な職員研修を年間を通して実施する。特に初任･中間層の職員の能力開発に努めるとともに幹部職員研修を実施する。
（７）わかりやすい人事考課制度の定着をすすめ、福祉の職場に適した人事管理と職員の処遇改善を行う。

（８）経費節減のため、施設全体として、具体的かつ効果的な取組みを行う。引き続き部門毎の目標と評価を実施する。

（９）利用者・保護者、職員が一体となって、施設内の環境整備を行い、より快適な生活空間をつくりあげる。

（１０）施設の将来像や方針に基づき、時代の潮流に沿った具体的中長期計画を立案策定する。特に情報公開・再投資計画、地域貢献事業（地域における公益的な取り組みを含む）については積極的な取り組みをする。

上記運営方針並びに社会福祉法の精神に則り、令和４年度において次のとおり各種事業を展開する。

１.事業内容

本法人は、定款に記載された、次の社会福祉施設等を設置運営する。

(1)　第一種社会福祉事業

①　福祉型障害児入所施設　「たかはら学園」
　　所在地　　矢板市趣畑２２６番地１７
　　定　員　　１５名

②　障害者支援施設「たかはら学園」
　　所在地　　矢板市越畑２２６番地１７
　　定　員　　１５名

※①と②は一体的な運営をする

③　障害者支援施設「たかはら育成園」
　　所在地　　矢板市越畑２２６番地１７
　　定　員　　５０名

(2) 第二種社会福祉事業

①　生活介護事業
　　実施事業所　デイセンターたかはら
　　所　在　地　矢板市越畑２２６番地１５
　　定　　　員　３０名

②　多機能型事業（就労継続支援Ｂ型、生活介護）
　　実施事業所　ワークスたかはら
　　所　在　地　矢板市本町７番２１号及び本町４番２９号
　　定　　　員　就労継続支援Ｂ型　１０名
　　　　　　　　生活介護　　　　　１０名

③　短期入所事業
　　実施施設　たかはら学園
　　所在地　　矢板市越畑２２６番地１７
　　定　員　　３名

④　短期入所事業
　　実施施設　たかはら育成園
　　所在地　　矢板市越畑２２６番地１７

定　員　　４名

⑤　共同生活援助事業
　　実施事業所　メゾンたかはら
　　所　在　地　矢板市片岡２１０６番地３７
　　定　　　員　６名

⑥　共同生活援助事業
　　実施事業所　ハニーハイツたかはら
　　所　在　地　矢板市片岡２１０６番地３９
　　定　　　員　９名

⑦　共同生活援助事業
　　実施事業所　アップルハイツたかはら
　　所　在　地　矢板市片岡２１０６番地２９
　　定　　　員　４名（6名まで増員可）

⑧　障害児相談支援事業
　　実施場所　（ア）矢板市本町７番２１号
　　　　　　　　　　矢板市障害児者相談支援センター内
　　　　　　　（イ）矢板市越畑２２６番地　社会福祉法人たかはら学園内

⑨　一般相談支援事業
　　実施場所　（ア）矢板市本町７番２１号
　　　　　　　　　　矢板市障害児者相談支援センター内
　　　　　　　（イ）矢板市越畑２２６番地　社会福祉法人たかはら学園内

⑩　特定相談支援事業
　　実施場所　（ア）矢板市本町７番２号１
　　　　　　　　　　矢板市障害児者相談支援センター内
　　　　　　　（イ）矢板市越畑２２６番地　社会福祉法人たかはら学園内

⑪　移動支援事業
　　実施事業所　サポートたかはら
　　所　在　地　矢板市越畑２２６番地１７

⑫　児童発達支援事業
　　実施事業所　こども発達支援センターたけのこ園
　　所　在　地　矢板市石関１２８９番地４
　　定　　　員　１０名

⑬　放課後等デイサービス
　　実施事業所　Ｋｉｄｓたかはら
　　所　在　地　矢板市越畑２２６番地１７
　　定　　　員　１０名

⑭　日中一時支援事業　関係市町村（矢板市・さくら市・宇都宮市・那須塩原市・那須烏山市・大田原市・真岡市・高根沢町・塩谷町・那珂川町）から受託
　　実施事業所　たかはら学園・たかはら育成園・デイセンターたかはら
　　所　在　地　矢板市越畑２２６番地１５及び越畑226番地１７
　　定　　　員　平日１０名　土曜日１５名　祝祭日６名

2．法人の運営

（１）評議員会の開催

①	定時評議員会（決算の承認　他）	６月
②	臨時評議員会（事業計画・予算の承認）	３月
③	臨時評議員会	随時

（２）理事会の開催

①	決算及び事業報告に係る審議、承認	６月
②	予算補正に係る審議、承認	１２月
③	予算及び事業計画に係る審議、承認	３月
④	事業計画の変更及び新規事業の審議、承認	随時
⑤	その他	随時

（３）監査の実施

①	法人監事によるもの	５月
②	国及び県の法令、条例に定められた指導監査	随時
③	補助金を受けた団体及び公的機関による調査、監査	随時

3．職員の配置　　　組織図を参照

4．施設整備・その他計画等の実施（一部再掲）

（１）地域生活支援拠点等整備計画（新たけのこ園、ワークスたかはら定員増、グループホーム定員増）［重点事業］

（２）社会福祉法人たかはら学園５０周年記念事業関連整備
（体育館関連整備・新施設玄関周辺整備・顕彰碑関連整備等）

（３）デイセンターたかはら外部改修工事（渡り廊下）

（４）法人全体のＢＣＰ（事業継続計画）の策定　［重点事業］

（５）たかはら育成園高齢化に伴う対策

（６）旧管理棟他の改修計画　［継続・新規事業］

（７）職員の業務効率向上のための施設環境の改善と設備の整備（利用者のサービス向上につなげる）

（８）業務省力化と生産性向上のための機器等の整備（サービス等生活向上につながる各種補助金を活用する）

5.　職員研修等

（１）園内研修

①外部講師によるキャリア形成研修の第７年度分として採用 1 年経過者と中途採用者への実務研修。

②中堅職員・幹部職員を対象とする実務研修

③園内において種々の問題に対して研究討議し、処遇技術の向上に努める。特に虐待防止と強度行動障害者等重度者の指導･支援方法に関して OJT を中心にして重点的に行う。

（２）園外研修

県及び行政機関の主催する研修会・県社会福祉法人経営者協議会・県障害者施設事業

協会等各種団体の研修会に積極的に参加し、情報交換、研修に努める。本年はコロナの状況を勘案し、オンライン研修を積極的に活用する。

（３）その他の研修

職員の育成研修をする場として、ボランティアの育成にもつながる養成講座を開設する。

6.　事業の経費

法人及び施設の運営経費は、次の拠点区分単位で別紙予算書のとおりとする。

（１）　本部拠点区分

（２）　たかはら学園拠点区分

（福祉型障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所、児童発達支援事業たけのこ園、放課後等デイサービスＫｉｄｓたかはら）

（３）　たかはら育成園拠点区分

（障害者支援施設、短期入所）

（４）　デイセンターたかはら拠点区分

（生活介護、日中一時支援、共同生活援助メゾンたかはら、移動支援サポートたかはら）

（５）　ワークスたかはら拠点区分

（多機能型［就労継続支援Ｂ型、生活介護］、矢板市障害児者相談支援センター）

7. その他

（１）法人経営において、事業部間施設間の連携を強化し、各事業の当初の目的に沿った運営を着実に行う。

①　事業部制による各施設間の横の連携を着実に行い、各施設内では oneteam としての縦の意識を高める。

②　本体事業所では児･者の施設と通所施設が同一敷地内に設置されている利点を十分活用した施設運営と利用者サービス向上を実践する。

③　人事考課制度の確実な運用を行い、全体への浸透度を評価する。

（２）業務委託について

①　給食業務については、給食内容の充実と利用者の健康状態を考慮し、様々な対応が要求されるため、より専門的な調理技術を持った、下記の専門業者に委託する。

（ア）　委託業務の内容　　給食業務（全般）

（イ）　委託先

業者名　株式会社メフォス

代表者　取締役社長　岡田　泰紀

所在地　東京都港区赤坂二丁目２３番１号

※令和４年１０月１日から令和５年９月３０日までの契約

（ウ）委託業者の運営状況を検証し、継続再委託の可否を検討する（９月）

②　その他の業務委託

令和４年度事業計画共通事項「５．衛生管理、６．施設管理」参照

（３）中・長期計画の策定［重点事業］

今年度中に整備される予定の地域生活拠点等施設を含めた法人全体の中期計画（5ヶ年計画）と次の５０年を見据えた長期計画を特別委員会において策定する。［重点事業］